

目録規則の用語からみた日英語の語義 の相違または日英語の論理について

西澤 秀正

1. 本稿の目的

戦前、青年図書館員聯盟が10有余年の歳月をかけて編さんした「日本目録規則 1942年版」は、昭和18年に公刊された。この規則は、英語名をNippon Catalog Rules(N. C. R.)と称し、いわゆるNCRの第1版ともいうべきものである。これは、英米両国図書館協会の代表の協議に基づき編さんされ、公刊された「英米目録規則 (Catalog Rules; Author and Title Entries)1908年版」にならない、その思想を全面的に採り入れたわが国最初の目録規則であり、誠に画期的なものであった。「英米目録規則 1908年版」は、その後いくたびか改定版を経て、現在はAnglo-American Cataloging Rules, 2nd Edition (略称AACR II)なるタイトルで公刊されている。

これらの英米目録規則の改訂版が公刊されるごとに、その日本語版が日本図書館協会によって刊行されている。その最新版であるAACR IIの日本語版は、「英米目録規則 第2版 日本語版」なるタイトルで刊行されている。

NCRも戦後いくたびか改訂版を経て、最新版は「日本目録規則 1987年版」(略称NCR1987)なるタイトルで日本図書館協会によって公刊されている。

AACR II, NCR1987ともに、国際図書館協会連盟(略称IFLA)の策定による「国際標準書誌記述(International Standard Bibliographic Description)」(略称ISBD)に準拠して編さん刊行されたものである。このISBDは、書誌情報の機械可読体制への移行に伴う書誌記述の国際的標準化及び書誌情報の国際的利用の促進のために、IFLAによって公刊されたものである。

以上の日本語翻訳版を含めて、日・英米の目録規則に現れている用語を比較検討し、日英語の語義の相違を調べ、その相違が目録規則に如何ように反映しているかを考察し、併せて日英語の論理にも触れてみたい。

2. “generic term” と “総称的な語” なる用語

NCR1987には、従来のいずれの版のNCRにも全く見えなかった“総称的な語”なる用語が初めて現れ、「本書名」または「本タイトル」を規定する条文の中で使用されている。“本書名”または“本タイトル”も、また従来のNCRには現れなかった用語であり、これについては次節で詳説することとする。

“本書名”または“本タイトル”は、いずれもISBDまたはAACR IIのtitle properの訳語であり、記述対象の資料が図書の場合には、“本書名”の用語を、またその他の種類または媒体の資料の場合には、“本タイトル”の用語を用いている。

NCR1987の「図書の記述」の部では、「本書名とするものの範囲」の条文の下で、

詩集 / 中村真一郎著

Selected papers / by S. Lefschetz

また、「逐次刊行物の部」では、「本タイトルとするものの範囲」の条文の下で、

研究報告

紀要

以上四つの例を挙げて、これらは“総称的な語”であり、かような語のみのタイトルも“本書名”または“本タイトル”とする意味の条文がある。

ISBDの逐次刊行物編、略称ISBD(S)、の規則の「Title proper」の規定の中には、次のような条文がある。

The title proper can be a generic term.

e. g. Bulletin

Transactions for the year

すなわち、「(逐次刊行物の) title proper は, generic term の場合がある。」なる条文があり, その“generic term”の title proper の例として, 上記2例を挙げている。この例から類推して, NCR1987の“総称的な語”なる用語は, 恐らくはISBD(S)の“generic term”から淵源するものと考えられる。このISBD(S)のいう“generic term”なる用語は, 日本語には, これに対応する在来語がない。もちろん日本語には“総称”なる語があり, 「広辞苑」では, 「一類のものをひっくるめて, 一つの名で呼ぶこと。また, その呼び名」と, また「大言海(大槻文彦著)」では「一ツニ総ベテ呼ブ称(トナヘ)。総名。」と, それぞれ記されている。例えば, 「あなたは, おさけを飲みますか」「はい, ウィスキーが好きです。」なる会話のときの“おさけ”は, 「アルコールを含有する飲料の総称である」のように, 日本語の“総称”なる語は用いられている。

NCR1987には, 前述のとおり, “総称的な語”のみの本書名に対する日本語の図書の実例として,

詩集 / 中村真一郎著. — 東京: 思潮社, 1980

を挙げている。この図書をみると, 標題紙, 奥付, 表紙のいずれにも, タイトルとしては, 「詩集」とのみ表示されているだけである。従って, この「詩集」は, 紛れも無く, タイトルであり, “本書名”のエレメントに当たるものである。また, 英語の図書の実例として,

Selected papers / by S. Lefschetz. —

New York: Chelsea Publishing Co., [1971]

を挙げている。この図書も, 標題紙, 略標題紙, 背のいずれにも, タイトルとしては, 「Selected papers」とのみ表示されているだけである。従って, この「Selected papers」なるタイトルも, 上例の「詩集」と同様, “本書名”のエレメントに当たるものである。

日本語の図書の文学作品には, その作品のジャンルを示す詩集, 歌集, 句集

などの著作書の多くは、かようなジャンルを示す語のほかに、次に挙げるようなその作品の題材、テーマともいべきタイトルを有して表示されたもの、または作者名もしくは、逐次刊行物の場合には、編さん団体名を冠して表示されたもの、

例 詩集 幻象 / 草野心平著

詩集 遠征路 / 井上靖著

(作者名を冠するもの—図書の場合)

高村光太郎詩集

斎藤茂吉歌集

(編さん団体名を冠するもの—逐次刊行物の場合)

長野県教育センター研究報告

信州豊南女子短期大学紀要

また、英語の著作書の場合には、次に示すような様式のタイトルで表示されたもの、

例 The works of Edwin Spencer /

edited by Edwin Greenlaw ... —

Baltimore : Johns Hopkins Press, c1932-

以上のようなタイトルで表示されている場合が多いことも事実である。しかし、NCR1987のいう“総称的な語”のみのタイトルは、特異なものとは言い難く、また書誌記述では、記述対象の資料に表示されているとおり、タイトルを“本タイトル”または“本書名”として記録することが本筋である。

このことについて、さらに検討を加えるために、“総称的な語”と“generic term”の用語の語義を比較検討することとし、“generic term”なる用語がAACR IIでは、如何ように現れているかを調べてみることにする。AACR IIでは、“generic term”なる用語は、大文字使用法 (capitalization) の規則中にのみ、次のように規定されている。

「Capitalize a plural generic term when it precedes the distinctive

nouns in two or more proper names. Do not capitalize the generic term when it follows the nouns.」

(注、この条文は、AACR IIの1988 Revision によるものである。)

すなわち、「2以上の固有名詞 (proper names) の中で、複数形の generic term が、特定の名詞 (the distinctive nouns) の前にあるときは、その generic term の頭字は大文字とする。複数形の generic term が、その特定の名詞の後にあるときは、その generic term の頭字は大文字としない。」

その例として、

Saints Constantine and Helen
Secretaries of Defense and State
Lakes Erie and Ontario

but

Industry and Trade departments
Authorized and Revised versions

以上の5例を挙げている。改訂前のAACR IIには、

Atlantic and Pacific oceans

の例も見える。

上例で、複数形の“generic term”とは、頭字が大文字で示されているSaints, Secretaries, Lakes, または頭字が小文字で示されているdepartments, versions, oceansを指すものである。従って、単数形の“generic term”とは、上例では、Saint Constantine, Saint Helen, またはAtlantic Ocean, Pacific Ocean などにおけるSaintまたはOceanなどのことである。

このAACR IIの“generic term”の語義を探るために、アメリカの英語辞書であるウェブスター第3版により、“generic”の語を引いてみると、“generic”の語の第1見出しには、形容詞としての意義、すなわち“generic”の原義がいくつかの典拠を示して詳細に説明されている。次に、“generic”の第2見出しには、名詞としての意義が、次のように記されている。

「An element of a compound proper name that is general and often lowercased (as *river* in “Mississippi River” and *store* in “XYZ Store”.)」

すなわち、「複合語の固有名称の中の一語で、この語は一般的な語で、かつしばしば小文字で書かれている。例えば、Mississippi RiverにおけるriverやXYZ Storeにおけるstoreのように。」

「オックスフォード英語辞典」では、この名詞としての語義は、1972年刊の「サプリメント」に掲載され、「a generic word」なる説明に続いて、ウェブスターの名詞としての語義を全文そのまま典拠として引用している。

従って、AACR IIの大文字使用法の規則の中に現れる“generic term”は、ウェブスターの辞書の「generic」の名詞としての意味であり、英語における連語関係（コロケーション）を示す用語であることがよく理解できる。日本語の“総称”なる語は、日本語のコロケーションとは無関係である。上述の英語の“a generic word”またはAACR IIの“generic term”の語義は、単語の次元ではなく語の連結、統語に立脚したものである。

ISBD(S)の規定の「title properはgeneric termの場合がある。」なる条文は、前述のとおり、逐次刊行物のtitle properに対する規定である。この規定も、また英語の連語関係（コロケーション）の考え方が内在しており、前述のAACR IIの大文字使用法の規則の中の“generic term”と本質的に同質のものと考えられる。ISBD(S)は、“generic term”のtitle properの例として、

Bulletin

Transactions for the year

の2例を挙げている。

学会などの会報、紀要などで、第1例のBulletinに類するいわゆる“generic term”を冒頭にとる逐次刊行物名るとき、次に示すような前置詞に続いて、学会などの編さん団体名が現れる場合がある。

例 Bulletin of the American Society for Information Science.

また、第2例のTransactions for the yearなる語句を冒頭にとる協会などの会報、紀要などの年刊形式の逐次刊行物名るとき、当然the yearに当たる収録年がthe yearの後に続き、さらにその後に前置詞に続いて、協会などの編さん団体名が現れる場合がある。

この前置詞に続く編さん団体名が、前述のAACR IIの大文字使用法の規則にいう特定の名詞 (the distinctive noun) に当たるものであり、BulletinまたはTransactionsが“generic term”に当たるものである。

ISBDは、アクセス・ポイントと無関係に、機械処理を前提とする書誌記述独立の国際標準規則を提示したものである。すなわち、main entry方式またはalternative entry方式のいずれにも適用可能なものである。従って、ISBD(S)の「title properはgeneric termの場合がある」なる条文の真意については、次のような2点が推察される。

まず第1には、main entry方式の場合、generic termの後に続く編さんまたは出版団体名が標目に採られ、この団体名の標目とタイトルの中のgeneric termに続く団体名とが重複するという観点から、この団体名を削除して、generic termのみをtitle properとする従来のmain entry方式の記述規則を確認した条文とも考えられる。

または、以上のようなgeneric termを冒頭にとる逐次刊行物名において、ときには、標題紙などには、generic termのタイトルのみが表示され、その編さんまたは出版団体名は、そのタイトルの上部または下部に責任表示に当たるエレメントのように表示されている場合もある。この場合、従来の逐次刊行物のアルファベット順の単一目録では、次に示すように、その編さんまたは出版団体名を丸括弧で囲むなどして、generic termのタイトルの後に補記する方法が採られていた。

例 Bulletin (Société de l'histoire du protestantisme français)

ISBD(S)は、前述のとおり、機械処理を前提とした書誌記述独立の立場をとる記述規則であり、かつtitle properのエレメントのほかに、著者表示たる責

任表示のエレメントが確立されており、さらに書誌記述レコードの字数節約の意味からも、上例のような編さんまたは出版団体名を補記するという従来の記述規則の慣行を否定し、NCR1987の条文と同じく、標題紙などのgeneric termのみ表示されたタイトルをそのままtitle properとすることを明記した条文とも考えられる。恐らくは、この後者の意味が本旨と考えられる。

title properにおけるgeneric termの規定について、ISBD(S)とNCR1987は、条文上では類似した規定のように見えるが、実質は異なるものである。ISBD(S)は、前述のとおり、アクセス・ポイントと無関係に、書誌記述独立の国際標準規則であり、main entry方式またはalternative entry方式のいずれにも適用可能な規則である。これに対して、NCR1987は、main entry方式を否定した記述ユニット方式をとる規則である。従って、欧米語のタイトル、例えば、Bulletin of the American Society for Information Scienceのような逐次刊行物の記述の場合、NCR1987は、Bulletinのようなgeneric termに続く、編さんまたは出版団体名が標目と重複するという観点から、この団体名をタイトルから削除するという考え方はない。また、NCR1987の“総称的な語”のタイトルの実例、「詩集／中村真一郎著」または「Selected papers／S. Lefschetz」は、前述のとおり、いずれもタイトルが“総称的な語”のみ表示されたものである。この点から察しても、NCR1987は明らかに“総称的な語”のみ表示されたタイトルは、そのまま本書名とすることの取扱い規定である。逐次刊行物の“総称的な語”のタイトルの実例として挙げられている「研究報告」「紀要」も、同一の考え方による取扱い規定の例と考えられる。

AACR IIは、資料の種類または資料の媒体の種類別の如何にかかわらず、title properの記述の規則には、generic termについての規定は全くない。すなわち、generic termのみのタイトルといえども、タイトルであることは確かであり、かつISBDに準拠して、書誌記述独立の立場をとっているため、generic termのみのタイトルもtitle properとなることは当然のことであるとの見地から、特別の条文を設ける必要がなかったものと考えられる。

NCR1987もAACRⅡも、いずれもgeneric termのみのtitle properを是認するものであるが、NCR1987は条文を設けて規定しているのに対して、AACRⅡは特に条文を設けていないことの相違がある。

NCR1987の前版であるNCR新版予備版(NCR1977)の「逐次刊行物の記述」の部では、「個別化の困難な誌名」の条文において『「会報」、「月報」、「紀要」、「報告」、「研究報告」、「技術報告」等、その名称のみでは識別に困難な誌名には、編者または出版者の名称を冠して記載する。』と規定している。これに対して、NCR1987の「逐次刊行物の記述」の部では、かような条文の考え方は、全く払拭されている。NCR1977のいう“個別化の困難な誌名”とは、NCR1987のいう“総称的な語”のみのタイトルに当たるものである。NCR1977では、この“個別化の困難な誌名”に編者または出版者の名称を冠する規定となっているが、NCR1987では、“総称的な語”のみのものも、本タイトルと認める規定となっている。NCR1987は、このことを確認するために、「逐次刊行物の記述」の部において、“総称的な語”のみのタイトルも本タイトルとする条文が設けられ、さらにその他の種類または媒体の資料の記述に対しても、この条文が設けられている。

AACRⅡは、main entry方式を是認する規定であり、かつ前述のとおり、title properの記述において、generic termに対する規定を設けていない。このことは、従来のmain entry方式の記述規則における標目の下で、これと重複するgeneric termに続く編さんまたは出版団体名を削除する考え方は認めないことを物語るものである。

3. “title proper”と“本タイトル”または“本書名”なる用語

NCR1987には、前述のとおり、従来のNCRには全くなかった“本タイトル”または“本書名”なる用語が現れ、これに対する条文が設けられている。

title properなる用語は、ISBDに現れ、続いてこれに準拠して作成されたAACRⅡに現れ、NCR1987では、title properを“本タイトル”または“本書名”

なる借用語で現れている。本書名は、記述対象資料が点字図書を含む図書の場合に用いられ、本タイトルは、記述対象資料が図書以外の形態または媒体の資料の場合に用いられている。

ISBDは機械可読書誌情報体制へ移行に伴う書誌記述の国際標準化を図るために開発された目録規則である。従って、マニュアル作業を前提とする従来の目録規則と異なり、書誌的事項のエリア及びエレメントが、その順序とともに、詳細かつ明確に設定されている。

title properは、従来漠然と広義で称していたタイトルのうち、そのタイトルの本体部分という意味でtitle properと称し、other title information（従来の目録規則ではsubtitle または副書名といわれていたもの）と明確に区分され、それぞれ独立したエレメントとして規定されている。

欧米語のタイトルは、文字・言語の系統が日本語と全く異なり、コンマ、セミコロン、コロンの句読法（punctuation）、大文字使用法（capitalization）、あるいは前置詞、分詞構文などを使用して、本タイトル（title proper）、タイトル関連情報（other title information）及び責任表示（statements of responsibility）のエレメントに当たる語句が一つのセンテンスのような形態で標題紙などに表示されている場合が多い。また、レイアウトの関係で、タイトルの中の句読法が省略されていたり、全文大文字で表示されたり、あるいは大文字使用法の規則どおり表示されていなかったりするが、記録したり、プリント・アウトする場合には、文法どおり、もしくは規則どおり表示されることが要求されるものである。

次に示すタイトルの図書が、New YorkのMcgraw-Hillから1973年に刊行されており、句読法、大文字法及び文の段落は標題紙表示のとおり示してある。

標題紙 Higher education:

who pays? who benefits?

who should pay?

A Report and Recommendations by

	Title proper (本書名)			
書誌記述	{	Higher education : who pays?	}	Other title information (書名関連情報)
		who benefits? who should pay? :		
		a report and recommendations /		Statements of responsibility (著者表示)
		by the Carnegie Commission on Higher Education		

上記の例で、タイトルの意味を広義に解すれば、責任表示（または著者表示）であるby the Carnegie Commission on Higher Educationまで、すなわち上例全文がタイトルであり、「日本目録規則 1942年版」では、これに版次などを含めて、“ 標題 ” と称している。あるいは、責任表示を除いた、いわゆる従来 subtitle と称したものを含めたものも、またタイトルである。さらに、この subtitle に当たる部分をも除いたものが、狭義のタイトルである。広義のタイトルの基幹または本体をなす部分であり、Higher educationと表示されている部分である。

ISBD及びAACR II では、上例全文のタイトル、いわゆる広義のタイトルを次に示すエレメントに明確に区分している。すなわち、Title properのエレメントに当たるものは、“ Higher education ” であり、このTitle proper以外のtitleの意味のOther title informationのエレメントに当たるものは、“ who pays? who benefits? who should pay? ” 及び“ a report and recommendations ” の二つのsubtitleであり、Statements of responsibilityのエレメントに当たるものは、“ by the Carnegie Commission on Higher Education ” である。

title properなるエレメントの名称は、上述のとおり、“ タイトルの基幹部分または本体部分 ” あるいは“ 基幹タイトルまたはタイトル本体 ” の意から名付けられたものである。

英米の目録規則は、従来から図書館資料の種類または媒体の種別に関係なく、

資料の標題または題名については、一貫してtitleなる用語を用いている。これに対して、日本の目録規則は、図書の場合は「書名」、逐次刊行物の場合は、「誌名」または「紙名」などと、資料の種類によって使い分けていた。例えば、NCR新版予備版の「図書の記述」の部では“書名”，また「逐次刊行物」の部では，“誌名”と称している。このように、英米の目録規則における“title”なる用語が、日本では資料の形態、媒体別に個別化して称されていることについては、日英語の論理の相違または日英の事物、概念の考え方の相違によるものと考えられるが、これについては、「5」節において述べることにする。

4. “identify” と “識別する” なる用語

AACR II は，“main entry”なる用語について、次のように定義している。

「Main entry. The complete catalogue record of an item, presented in the form by which the entity is to be uniformly identified and cited.」

この定義の中で使用されているidentifiedなる用語が、日本図書館協会のAACR IIの翻訳版では，“識別する”と訳されている。日本では，identifyまたはidentificationなる用語は“識別”と訳される場合が多い。コンピュータ関係の用語辞典では，すべて，そのように訳している。例えば，「入出力装置に保持されているデータのファイルをアイデンティファイするラベル，あるいは記憶装置の特定の番地をさすラベル」の原語は，“identifier”と称するが，それを“識別子”と訳されている。また，「一単位のデータをアイデンティファイするのに役立つ，符号化された名前からなるラベル」の原語は，“identification（略称ID）”と称するが，それを“識別ラベル”と訳されている。

外国語を母国語に移すということは，思考の移植ともいうべきものである。日英米の思考の相違が，原語と日本語の翻訳語との間に意味のずれの生じる原因ともなっている。

「化学大辞典（化学大辞典編集委員会編，共立出版刊）」では，“identification”なる用語を“同定”と訳している。その意味について，「試料（注，ある特定の目的をもった化学的な試験，検査，化学分析に供せられるべき物質もしくは生物をいう。）中に含まれる化学種が，既知の化学種と全く同一であることを確かめること。広義には，いわゆる確認という語で現されるものとはほぼ同義……」（傍点は，筆者によるもの）と記されている。また，オーエン・トマス著，田中春美・高木道信訳「比喩の研究 言語と文学の接点」（英潮社，1977. p.6）では，“identification”を“同一視”と訳している。

いずれにしても，identifyまたはidentificationなる原語に相当する的確な日本語がなく，誠に翻訳しにくい言葉であることは事実である。

図書館学の用語の翻訳については，上述の自然科学ほど厳密に考える必要はないかもしれない。しかし，英米の目録規則の新しい理念を移入消化しようとするならば，その目録規則の中に用いられている用語を的確に日本語に翻案造語して，その翻訳版の中に，またはNCRの中に，新しい用語を正確に位置づける必要がある。

前述のAACRⅡのmain entryの定義は，「記述対象の資料の完全な目録記録であり，その実体が完全に（uniformly）確認（identified）でき，かつ完全な典拠として例示（uniformly cited）できる形式で提供されたもの」なる意味である。目録記録がその記録の対象となった資料と同一視されるものであるの意である。

ISBDは，前述のとおり，International Standard Bibliographic Descriptionの略称であり，「国際標準書誌記述」と訳されている。この“記述”は，“description”の訳語である。これも原語と訳語との間で，意味のずれが生じている。

英語の“description”は，日本語の単なる“記述”の意味と異り，「人物，景色などの特徴，状態を述べたり，記述する，または描写すること」の意味であり，この原義から，「物品の説明書，解説，人相書」などを言うものである。

この語義からも、bibliographic description（書誌記述）には、資料の単なる記述ではなく、資料の特徴、状態などを記述したり、描写することの意であり、資料の人相書または身分証明書ともいうべきものである。AACR II のmain entryの定義の中のuniformly identifiedの語義とも、相通ずるものがある。uniformly identifiedにも、またbibliographic descriptionにも、他の資料との識別などの語義は全く含まれていない。

NCR1977では「記述の目的」の条文において、「ある図書について、その図書の書誌的事項、形態等を記録し、これによって、その図書を他から識別することにある。」と、規定している。さらに、NCR1977またはNCR1987は、ともに「記述の範囲」の条文において、「ある図書を他の図書から識別（または同定識別）する第1の要素は書名である……」と規定している。これらの規定から察しても、日本の目録規則には、“他の図書から識別する”ために書誌記述を作成する意味が無意識的に、また意識的に含まれているむきがある。

書誌記述の考え方について、英米の目録規則における“identify”なる用語と日本の目録規則における“識別する”なる用語の間の意味のずれが示すように、日・英米の間に相違が現れている。これは、日・英米の事物、概念の認識の仕方の相違によるものではないかと考えられるが、これについては、次節において触れることにする。

5. しめくくり

「3」節でも述べたが、英語では、資料の標題は、資料の種類または媒体の種類別の如何にかかわらず、すべて“title”なる語で表現される。これを日本の目録規則では、書名、誌名、紙名、題名などのように使いわけていた。また、英語の“title”の語義には、その資料自体をも意味し、資料の部数、冊数の単位名称として使用される。わが国の図書館では、この意味に使用するときは、片仮名で“タイトル”と音訳して借用している。一般世間では、この片仮名に

よる借用語の“タイトル”は、ボクシングなどの“選手権”の意味や映画の“字幕”などの意味に使用されている。このように、わが国では外来語を採り入れるに当たって、原語の語義を細切れにして採り入れることが多い。

その上、わが国では、学問、専門を異にするごとに、それぞれが独自に外来語を採り入れている場合が多い。例えば“subject”なる原語について、哲学などでは“主観”，小説・芝居・映画・音楽などの芸術作品では、「主題」，言語学では，“主語”，そして図書館学では，“主題”または“件名”と称している。目録用語または分類用語としての“主題”は，図書に含まれている最も中心的思想内容のことである。この“主題”を的確，簡明に表現する言葉を“件名”という。この件名は統一された形をとっていなければならない。従って，ここに重点を置いて，“主題”とせず，“件名”なる用語を用い，図書館界では完全に定着した用語となって利用され，「件名標目表 (subject headings)」，「件名目録 (subject catalog)」のように利用されている。

以上のとおり、わが国では“subject”なる原語を採り入れるに当たって、学問または専門によって、原語の意味を細切れにして、主観，主題，主語または件名なる在来語または新造語により取り入れている。

このことは、事物，概念を抽象的，観念的また包括的，総称的に考えることを好まず、個別的な思考方式を採るからではないかと考えられる。しかも、これらの学問，専門の用語の間に、何等の関係もなく用いられていることに、日本語の外来語の取り入れ方の特徴であり、日英語の論理の異なるどころと考えられる。

日本思想家の丸山真男氏は、その著「日本の思想 (岩波新書)」の中で、「ササラ」と「タコツボ」の二つの比喩を用いて、西欧文化と日本文化の異同を説明している。この丸山真男氏の比喩は、上述の日本語の外来語の採り入れ方にも、適応するように思える。

わが国では、目録を利用するに当たり、著者，書名，件名または分類のように個別化して利用する傾向がある。従って、NCR1977では、「目録の編成」の

条文において、「目録は、書名、著者、主題（件名標目または分類標目で表現される）を手がかりとして検索するために、書名、著者、件名、分類ごとに個別に編成することを原則とする。」と規定している。また、NCR1987では、「排列総則」の「目録の構成」の条文において、別法規則により、複合型目録の編成を容認しているが、本則条文では、「目録は…つぎにあげる個別型目録とする。ア) タイトル目録 イ) 著者目録 ウ) 件名目録 エ) 分類目録」と規定している。以上のとおり、NCR1977も、NCR1987も、いずれも個別型目録を原則としており、一般の公共図書館の目録も、かような構成の目録が主流をなしている。

これに対して、アメリカでは、L. M. Chan著「Cataloging and classification, c1981（日本語訳、上田修一 [ほか] 訳「目録と分類」）」によると、「アルファベット順あるいは辞書体目録では、記入は主題間の関連によらず、アルファベット順に排列されている。この形態は、19世紀の後期に導入され、それ以来米国の図書館における主要な目録排列形態となっている。」と述べている。ここでいうアルファベット順目録とは、著者名、書名のいずれでもアルファベット順で検索できるようにした目録のことである。すなわち、著者目録と書名目録を一本にした複合型目録のことである。米国では、かような複合型目録と、さらに件名目録をも合体されている辞書体目録とが主流をなしている。これに対して、わが国の図書館は、個別型目録形態が主流をなしている。このことも、日本人が事物、概念を個別的に判断しがちであることと、深くかかりあいをもっているものと考えられる。

前述のL. M. Chanのいう“主題間の関連による目録”とは、主題を体系順すなわち分類順に構成される分類目録のことである。これに対して、主題の言葉を音順に排列した目録は件名目録といわれる。

以上の主題による目録においては、わが国では分類目録が編成され、また愛用されている。これに対して、米国では件名目録が編成され、重用されている。わが国で分類目録が好まれる所以は、やはり事物、概念を区分し、個別化す

る思考方式が得意であるからではないかと考えられる。すなわち、演繹的論理方式を得手としているからであると考えられる。これに対して、西欧人は、事物、概念の認識において、類似したものを集めて統合していく帰納的推理方式を得手としているからであると考えられる。住所の表示において、その発想、語順が日欧人の間では、全く逆であることから、うかがうことができる。

「4」節で、英語の“identify”を日本では、“識別する”と訳されている場合の多いことを述べたが、この“識別する”という論理方式は、演繹的論理方式と相通ずるものがあると考えられる。日本語の“識別”なる語と英語の“classification”とは、語義において、相通ずるものがあると考えられる。

日欧人の事物、概念の認識に対する論理方式の相違は、結局は、日本と西欧の文化の型の相違に淵源するものと考えられる。